

おおいたの木のおもちゃ貸出要綱

1 目的

子どもたちが身近な木に触れ、親しむことで、豊かな心を育む「木育」活動の普及を促進するため、おおいたの木のおもちゃ（以下「木のおもちゃ」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

2 貸出機関

木のおもちゃの貸出しは、大分県林産振興室が行う。

3 貸出物品

貸し出すことのできる物品は、別表に掲げる物品とする。

4 貸出方法等

- (1) 木のおもちゃの貸出を希望する者（以下「借受希望者」という。）は、おおいたの木のおもちゃ借受申請書（様式1）を貸出機関あて提出するものとする。
- (2) 貸出機関は、前項による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、借受希望者に対して木のおもちゃを貸し出すものとする。なお、同一時期に複数の申込があった場合は先着順とする。
 - ア 大分県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - イ 木のおもちゃの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
 - ウ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - エ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき
 - カ 木のおもちゃを営利目的で使用する場合
 - キ その他、貸出機関が木のおもちゃの使用について不相当であると認めるとき。
- (3) 貸出を受ける者（以下「借受者」という。）は、貸出機関から木のおもちゃを直接受け取ることを原則とする。また、使用後は責任を持って速やかに貸出機関が指定する場所へ返却するものとする。
- (4) 貸出に伴う搬出及び搬入は借受者が行うものとする。

5 貸出期間

貸出期間は、原則として1週間以内とする。

6 貸出料

貸出料は、無料とする。

7 損害賠償

借受者の不注意により木のおもちゃを破損・汚損した場合は、借受者は修繕費用等を負担するものとする。

8 貸出機関の責任

木のおもちゃの使用により借受者が受けた被害、又は借受者が第三者に与えた損害に対しては、貸出機関は一切その責めを負わない。

9 その他

- (1) 借受者は、木のおもちゃの使用について別紙の「正しい使用方法」により取り扱わなければならない。
- (2) 貸出対象の活動は、県のホームページ等で紹介することがあり、活動写真の提出を求める場合がある。
- (3) その他事項については貸出機関と協議すること。

10 施行期日

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

《木のおもちゃ使用に関する正しい使用方法》

- 1 借受者は活動に際して、参加者への取り扱いについての説明や指導員を適切に配置する等、安全管理に十分な配慮をおこなうこと。
- 2 使用中に木のおもちゃが破損した場合は、破片に十分注意し、その使用を取りやめ、速やかに貸出機関あて報告を行うこと。
- 3 雨天時は、屋外で使用しないこと。
- 4 活動終了後は木のおもちゃの汚れを落とし、数を確認した上で返却をおこなうこと。
- 5 借受者は、第三者に転貸してはならない。